

「令和2年分年末調整」と「税制改正注意点等」について

名寄税務署において、毎年11月頃に開催していた「年末調整説明会」については、ご案内のとおり（広報しもかわ令和2年7月号掲載）、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、中止となりましたが、源泉徴収義務者の皆様に対しては、年末調整事務に必要な手引き等の書類の送付、また、納税者の皆様に対しては、国税庁ホームページへの情報掲載等による制度周知を行います。

■税制改正等注意点について

主な改正点については次のとおりです。

- ① 給与所得控除に関する改正
- ② 基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正

③ 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

④ ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除に関する改正

年末調整が正しく行われない場合、所得税の税額が正しく計算されないばかりではなく、個人住民税をはじめとする地方税等についても正しく計算されないことにつながりますので、納税者の皆様の申告の際、また、源泉徴収義務者の皆様の年末調整事務の際は、国税庁ホームページ等により制度内容をご確認ください。

■源泉徴収義務者のe-Tax（eLTAx）又は光ディスク等による法定調書の提出義務基準

「100枚以上」に引き下げ

このことについて、令和3年1月以後の提出分

から、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が「100枚以上」（改正前…1,000枚以上）である法定調書については、e-Tax（eLTAx）又は光ディスク等による提出が必要となります。

■年末調整手続の電子化について

令和2年10月以後に従業員が勤務先に提出する生命保険料控除等に係る控除証明書等について、電子データによる提供が可能となります。国税庁では、電子データを利用し年末調整手続を簡便化するため、「年末調整控除申告書作成ソフトウェア」を無償提供します。

■マイナポータル連携が始まります

令和3年1月から、マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得

し、所得税申告書への自動入力が可能となります。

ご利用に当たっては、マイナンバーカードが必須です。マイナンバーカードをまだ取得されていない方は、お早めに申請してください。

■国税に関する申告・面接相談は、「事前予約」が必要です！

税務署では、納税者の皆様にお待ちいただくことなくスムーズに申告・面接相談できるよう、原則として「事前予約制」を実施しております。申告・面接相談を希望さ

れる人は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。

なお、予約状況により、希望の相談日時に添えない場合がありますので、ご了承願います。

ご不明な点は、国税庁ホームページをご確認いただくか、名寄税務署へお問い合わせください。

■お問い合わせ

名寄税務署 調査部門  
☎016541212496  
(直通)



**運転免許証更新時講習**  
(11月5日から12月3日まで)

名寄文化センター会場

- 違反運転者講習(2時間)  
11月19日(木)午後7時
- 初回更新者講習(2時間)  
11月12日(木)午後2時
- 一般運転者講習(1時間)  
11月5日(木)午後2時  
11月12日(木)午後5時30分  
12月3日(木)午後2時
- 優良運転者講習(30分)  
11月5日(木)午後1時  
11月19日(木)午後6時  
12月3日(木)午後1時